

## 経営許可申請の書類作成の注意と記入方法

### [共通事項]

- 1 申請書類は、正副控の3部を作成し、管轄する運輸支局輸送監査部門に提出してください。
- 2 記入事項が多く欄が不足する場合は、別用紙を用いてください。
- 3 申請種類の必要部分に記入がなかったり、虚偽の記載があった場合、又はヒアリング等東北運輸局長が指定する期日までに持参又は提出すべき書類が不足の場合には、却下となりますから、関係書類をよく調べ、真実を正確に記入してください。

### [申請書]

- 1 年月日  
運輸支局に提出する年月日を記入してください。
- 2 住所  
住民票の住所を記入してください。
- 3 名称  
申請人が経営する個人タクシーにつける名前で、主たる事務所及び営業所の名称と同じものです。
- 4 氏名・印  
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
- 5 営業区域  
個人タクシーの許可等の審査基準（以下「審査基準」といいます）の  
[I. 許可、1. 営業区域] から一か所を選んでください。
- 6 事業計画
  - (1) 主たる事務所及び営業所の位置と自動車車庫の位置は、法務局（登記所）の不動産登記簿の表示に使われている土地の表示及び地番を用いてください。そのうえで、住居表示の実施区域については、下段に住居表示（住民票の住所）を併記してください。
  - (2) 車庫の収容能力は、内のりで測ってください。
  - (3) 事業用自動車の運賃適用車種区分は、運賃及び料金の車種（例えば「小型」）を記入してください。

[添付書類]

1 事業の開始に要する資金及びその調達方法

(1) 事業の開始に要する資金

審査基準の [I. 許可、5. 資金計画] の詳細は次のとおりです。各項目に掲げる経費を計算し、金額を記入してください。

① 設備資金 [③ (自動車車庫に要する資金) を除く。]

次の(イ)から(ニ)の合計額で、原則として 70 万円以上であること。ただし、70 万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。

(イ) 車両費

車両に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、当該経費全額とする。

(ロ) 土地費

営業所の土地に係る頭金及び2か月分の分割支払金とし、一括払いの場合は当該経費全額とする。また、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

(ハ) 建物費

営業所の建物に係る頭金及び2か月分の分割支払金とし、一括払いの場合は当該経費全額とする。また、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

(ニ) 機械器具、什器備品及び車両架装費

当該経費に係る頭金及び2か月分の分割支払金とし、一括払いの場合は当該経費全額とする。

② 運転資金

次の(イ)から(ワ)の合計額で、原則として 70 万円以上であること。

(イ) 2か月分の専従者給与

(ロ) 2か月分の水道光熱費

(ハ) 備用品費の経費全額 (未払金を含む。)

(ニ) 2か月分の燃料油脂費

(ホ) 2か月分の修繕費

(ヘ) 金融費用

頭金及び2か月分の分割支払金

(ト) 諸負担金

出資金等1回限りの経費は当該経費全額、加入費等月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費

(チ) その他費用

1回限りの経費は当該経費全額、月毎の経費は2か月分、その他半年等毎の経費は1回分の経費

(リ) 1年分の自動車重量税

(ヌ) 1年分の自動車税

(ル) 自動車取得税の全額

(ワ) 登録免許税の全額

③ 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金で、次の(イ)、(ロ)の合計額であること。

(イ) 土地費

自動車車庫の土地に係る頭金及び2か月分の分割支払金とし、一括払いの場合は当該経費全額とする。また、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

(ロ) 建物費

有蓋車庫を設ける場合で、その自動車車庫の建物に係る頭金及び2か月分の分割支払金とし、一括払いの場合は当該経費全額とする。この場合、カーポートを設置する場合を含む。また、借入の場合は1年分の賃借料及び敷金等とする。

④ 保険料

次の(イ)、(ロ)の合計額であること。

(イ) 自賠責保険料

自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12か月以上）

(ロ) 任意保険料

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

(2) 資金の調達方法

預貯金

種類は、普通・定期等と、金融機関名は、〇〇郵便局・〇〇銀行等と記入してください。また、本人名義だけで、家族名義等の預貯金は対象外となります。

なお、預貯金の通帳（金融機関名、預貯金者名及び申請時より東北運輸局長が指定する期日の前日までの預貯金額が確認できるもの）、定期預金証書等の提示及び写しの提出が必要となります。

有価証券

種類は、国債・〇〇会社証券等と、その他の項目は預貯金の項と同じ要領で記入してください。

なお、国債、社債、株券等の有価証券の提示及び写しの提出が必要になります。

2 1人1車制である旨を記載した書面

年月日は、書類作成日を記入し、氏名は必ず自分で署名してください。

3 資産目録

年月日現在は、書類作成日を記入し、不動産の課税標準額については、最近の額（不明の場合は、取得価格及び取得年月）を、動産については、資金の調達方法の項の合計額を記入してください。

4 欠格事由に関する宣誓書

1人1車制である旨を記載した書面の項と同じ要領で記入してください。

[資格要件等の内容]

1 運転経歴

- (1) 審査基準の [ I . 許可、 3 . 運転経歴等 ] に該当するものだけを記入してください。
- (2) 勤務年月数は、実勤務年数（月末満の端数は切捨）を、勤務地は、市町村名を、職務は、事業用、自家用及び車種別を記入してください。
- (3) 勤務先の代表者が発行した在職証明書（自動車の種類、在職期間、主に運転した区域又は路線、職務の内容が明記されたもの。）を申請書に添付してください。
- (4) 満 35 歳未満の場合、申請日以前 10 年間無事故無違反であることを確認するため、申請書提出前 15 日以内に自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を申請書に添付してください。

2 地理試験の免除

審査基準の [ I . 許可、 10 . 法令及び地理に関する知識 ] により、該当する番号を丸で囲んでください。

「①する」に丸をした場合は、申請書提出前 15 日以内に自動車安全運転センターが発行した無事故・無違反証明書を申請書に添付してください。

3 運行管理者又は整備管理者として勤務した期間

審査基準の [ I . 許可、 3 . 運転経歴等 ] に該当するものだけを記入してください。

4 法令遵守状況

該当する番号を丸で囲み、その該当するところに、年月日・内容とあるときは、内容等を簡略に記入してください。署名欄は、上記 [添付書類] 1 人 1 車制である旨を記載した書面の項と同じ要領で記入してください。

なお、申請書提出前 15 日以内に自動車安全運転センターが発行した過去 5 年間の記録を証明する運転記録証明書（運転経歴等、法令及び地理に関する知識で無事故・無違反証明書の提出を求めている場合はこの限りでない。）の提出が必要になります。提出時期は、法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書で指定する期日になります。

5 健康状態

該当する番号を丸で囲み、その該当するところに、年月日・内容とあるときは、疾病名を記入してください。

なお、法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書を受領した後に受診し、受診年月日、前記受診項目及び個人タクシーの営業に支障がない旨が記載された健康診断書の提出が必要になります。提出時期は、法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書で指定する期日になります。

6 運転に関する適性診断

該当する番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。

なお、法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書を受領した後に受診した適性診断票の提出が必要になります。提出時期は、法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書で指定する期日になります。

## 7 営業所

- (1) 該当する番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。
- (2) 法令及び地理の試験に合格した旨の通知文書を受領した後に発行された世帯全員の住民票の提出が必要になります。
- (3) 使用権原を確認するため、①から④に掲げるいずれかの書類の提示又は写しの提出が必要になります。

### ① 自己所有の場合

不動産登記簿謄本〔共同所有の場合は共同所有者全員からの承諾書（物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明記されたもの。以下、「承諾書」において同じ。）〕

### ② 新築又は増改築の場合

支払回数、頭金、分割支払金等の支払条件等が記載された工事見積書及び工事契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書。）

### ③ 購入の場合

売買契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書。）

### ④ 借用の場合

契約期間が3年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合を含む。）

## 8 事業用自動車

- (1) 該当する番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。
- (2) 購入する場合には、購入に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出が必要になります。また、この契約書は、申請書提出前30日以内に発行されていて、諸元（車名、型式、乗車定員、長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力）及び支払回数、頭金、分割支払金等の支払条件等が記載されている必要があります。
- (3) リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書（許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。）の提示又は写しの提出が必要になります。また、この契約書は、申請書提出前30日以内に発行されていて、諸元（車名、型式、乗車定員、長さ、幅、高さ、総排気量又は定格出力）及び支払条件等が記載されている必要があります。

## 9 自動車車庫

- (1) 該当する番号を丸で囲み、必要事項を記入してください。
- (2) 土地、建物について、3年以上の使用権原を確認するため、①から④に掲げるいずれかの書類の提示又は写しの提出が必要になります。
  - ① 自己所有の場合  
不動産登記簿謄本（共同所有の場合は共同所有者全員からの承諾書。）
  - ② 新築又は増改築の場合  
支払回数、頭金、分割支払金等の支払条件等が記載された工事見積書及び工事契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書。）
  - ③ 購入の場合  
売買契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、共同所有を計画している場合は共同所有者全員からの承諾書。）
  - ④ 借用の場合  
契約期間が3年以上の賃貸借契約書（許可を前提とする仮契約書を含む。また、賃貸借期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合を含む。）
- (3) 前面道路について
  - ① 道路を管理する道路管理者が発行したもので車両制限令に抵触の有無が記載された道路幅員証明書等の提出が必要になります。
  - ② 前面道路が国道である場合は、道路幅員証明書等の証明書の提出は不要です。
  - ③ 前面道路が私道の場合は、当該私道の使用権原を有する者（使用権原を有する者が複数である場合には全員）の承諾書（物件の所在地、物件名、使用目的、使用期間が明示されたもの。）の提出が必要となり、また、当該私道に接続する公道を管理する道路管理者が発行したもので車両制限令に抵触の有無が記載された道路幅員証明書等の提出が必要になります。
  - ④ ③において、当該私道が分譲住宅等で各所有者が道路分を出し合った公衆用道路の場合は、当該私道の使用権原を有する者の承諾書に代えて、自己所有地の登記簿謄本及び不動産登記法第17条の図面（いわゆる公図）とします。

### [その他]

記入方法等について、不明な点がございましたら、管轄する運輸支局輸送監査部門に相談してください。